

令和 2 年度 第 1 回  
大阪市都市計画審議会  
会議録

日 時 令和 2 年 9 月 1 8 日 (金)  
午後 2 時 0 0 分  
場 所 大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

## 令和2年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日時 令和2年9月18日(金) 午後2時00分開会

○場所 大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

○議題 議第258号 「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

○出席委員 26名(欠は欠席者)

会長	橋爪 紳也	委員	高山 美佳
会長職務代理者	岡井 有佳		野上 らん
委員	宇都宮 浄人		竹下 隆
欠	岡田 昌彰		山田 はじめ
	小川 亮		山下 昌彦
	加我 宏之		宮脇 希
	黒坂 則子		梅園 周
欠	佐藤 由美		前田 和彦
	上善 恒雄		足高 將司
欠	高岡 伸一		森山 よしひさ
	田村 匡		山本 智子
	中嶋 節子		小笹 正博
	鍋島 美奈子		辻 義隆
	松中 亮治		山中 智子
	吉田 長裕		

---

開会 午後2時00分

○幹事(荒木) それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和2年度第1回都市計

画審議會を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議會の幹事を務めております大阪市都市計画局都市計画課長の荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々にお願い申し上げます。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々の異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市会議員の順にご紹介させていただきます。

関西大学経済学部教授の宇都宮委員です。

立命館大学理工学部教授の岡井委員です。

大阪市立大学大学院経済学研究科准教授の小川委員です。

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授の加我委員です。

同志社大学法学部教授の黒坂委員です。

大阪電気通信大学総合情報学部教授の上善委員です。

大阪成蹊大学経営学部教授の田村委員です。

京都大学大学院人間・環境学研究科教授の中嶋委員です。

大阪市立大学大学院工学研究科教授の鍋島委員です。

大阪府立大学研究推進機構特別教授並びに大阪府立大学観光産業戦略研究所長の橋爪委員です。

京都大学大学院工学研究科准教授の松中委員です。

大阪市立大学大学院工学研究科准教授の吉田委員です。

続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。

高山委員です。

野上議員です。

竹下委員です。

山田委員です。

山下委員です。

官脇委員です。

梅園委員です。

前田委員です。

足高委員です。

森山委員です。

山本委員です。

小笹委員です。

辻委員です。

山中委員です。

なお、学識経験者の岡田委員、佐藤委員、高岡委員におかれましては、本日もご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、今年度第1回目の審議会でございますので、開催に当たりまして、高橋副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長（高橋） 副市長の高橋でございます。

令和2年度第1回大阪市都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、平素から本市のまちづくりのため、都市計画という分野におきまして様々な観点からご審議賜っておりますこと、改めてお礼申し上げます。また、今回新たに委員をお願いしましたところ、皆様を含めまして多数の方からお引き受けいただきました。適切な都市計画行政を推進するため、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

本市では、市民が安全・安心で豊かに暮らすことのできる生活環境に加えまして、大阪・関西の発展に貢献いたします持続的で活力にあふれたまちづくりを進めてまいっております。大阪府市が連携いたしまして、2025年日本国際博覧会を契機にして国際観光拠点の形成に向けて夢洲のまちづくりを進めておりますし、うめきた2期区域や大阪城の東部地区、またさらに、スーパーメガリージョンを見据えました新大阪におきまして都市の再生を進めております。また、これを支えます鉄道のかなわ筋線でありまして淀川左岸線2期、淀川左岸線延伸部、こういった都市インフラの整備にも取り組んでいるところでございます。

本日は、この後、会長をご選任いただきまして、その上で、こうしたまちづくりの基本となります大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましてご審議頂戴い

ただくことになっております。皆様方には様々な角度から専門的かつ忌憚のないご審議を賜りますようお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○幹事（荒木） ありがとうございます。

大変恐縮ではございますけれども、高橋副市長は別途公務のため、これにて退席させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。

都市計画局長の角田幹事でございます。

同じく都市計画局計画部長の山田幹事です。

それと私、都市計画課長の荒木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この3人が幹事をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、説明資料といたしまして、条例や規程などを収めました「大阪市都市計画審議会関係資料集」、それと「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」と書いたホチキス留めの冊子、それと本日ご審議いただきます議第258号「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の議案書、白い冊子でございます。それと、議案を要約いたしましたA3判の概要版、最後に、本議案に関連しまして、議第258号「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に対する意見書の要旨がございます。以上の7点でございます。特に過不足ございませんでしょうか。

それでは、本日は新たに委員になられた方が多数おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会などにつきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、この審議会の運営について先にご報告させていただきます。昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、審議会の委員が開催場所へ参集することが困難と判断される場合に限りまして、会長の承認を得まして、ウェブ会議での参加をできるという内容に運営規程を改正していますことをご報告させていただきます。

続きまして、都市計画審議会及び都市計画決定権限につきまして、お手元でございます、右上のほうに「説明資料」と記載いたしました資料により説明いたしますので、ご覧いただけたらと思います。

まず、説明資料の1ページのほうをご覧くださいと思います。

現行の都市計画法では、大阪市のような政令指定都市には都市計画審議会を必ず設置することとされておりまして、本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足いたしました。また、都市計画決定権限については、1枚おめくりいただきまして説明資料3ページの一覧表をご覧くださいと思います。少し細かい字で恐縮ですが、この表の見方ですけれども、例えば表の左の一番上には「都市計画区域の指定または変更」と記載しておりまして、その右側の都道府県決定の欄に丸印を記載しておりますけれども、これは「都市計画区域の指定または変更」の決定権限が都道府県であるということを示しております。大阪市につきましては、この表のうち二重線で囲んでおります政令市決定の欄及び市町村決定の欄に丸印のあるものが、この審議会の議を経まして大阪市が決定できる内容となっております。都市計画法の規定に政令市の特例というのがございまして、面積が10ヘクタール以上の国の設置の公園などを除きまして、ほとんどの都市計画に関する決定権限を大阪市は持っているという状況になっております。

続きまして、また1枚おめくりいただきまして、説明資料の4ページ、5ページに都市計画決定の手続の流れについて書いておりますので、ご覧くださいと思います。

4ページのほうが、都道府県が定める都市計画の手続の流れ、5ページのほうが、政令指定都市や一般市町村が定める都市計画の手続を記載しております。大阪市が都市計画を定める際には、5ページのほうになりますけれども、その内容によりまして、三つのフローのいずれかの手続を行うことになりますけれども、いずれの場合も都市計画案を作成して公衆縦覧や意見書の受付を経た後で本審議会に付議させていただきまして、審議会のご承認をいただいて決定するという流れになっております。

この5ページの中でも、一番上の段に(2-1)と記載しております例えば都市再生特別地区や都市高速鉄道のような都市計画につきましては、その決定に先立ちまして国土交通大臣の同意を得ることが必要となっております。また、その下の段になります(2-2)と記載した例えば都道府県道などの都市計画、あるいはそのさらに下、(3)に記載しました用途地域などの市町村が定める都市計画につきましては、都市計画決定に先立って大阪府知事との協議を行って定めるというふうな規定となっております。

また、この表には出てきませんが、以上のような都市計画法に基づく手続のほか、建築基準法などの他の法令によりまして、それぞれ都市計画審議会の議を経るこ

とが定められているというふうなものもございます。

以上、簡単ですけれども、お手元の資料の説明は以上とさせていただきます。

それでは、これよりご審議をお願いしたいと思いますけれども、本日の審議では29名中26人の委員の方々がご出席されていますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

では、まず本審議会の会長の選出についてでございます。大阪市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、本審議会の会長は、学識経験者のうちから、委員の皆様との互選で決定していただくこととなっておりますが、いかがでしょうか。

(加我委員挙手)

加我委員、お願いいたします。

○加我委員 会長の推薦についてご意見を申しあげたいと思います。

先ほどもございましたが、条例によりますと、会長は学識経験者の委員の中から選ばれるということですので、私は橋爪委員をご推薦申しあげたいと思います。

橋爪委員は、平成24年から2期4年間にわたり本審議会の会長職務代理者を務めておられ、その後、大阪市都市景観委員会で眺望景観、夜間景観の充実に向けた景観計画の変更にあたり委員長としてご尽力されております。長年にわたり大阪のまちづくりに深く関わっておられて、ご経験も豊富なことから、本審議会の運営について最適な方であると考えております。

橋爪委員には、委員就任と同時に会長就任となり重責となりますが、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○幹事(荒木) ありがとうございます。

ほかには特によろしいでしょうか。

それでは、橋爪委員に会長をお引き受け願うということで、特によろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○幹事(荒木) ありがとうございます。

それでは、橋爪委員には会長席のほうにお移りいただきますようお願いいたします。

以後の進行につきましては橋爪会長にお願いしたいと存じますが、会長に事故があった場合に備えまして、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、学識経

験者の委員の中から会長職務代理者を会長が指名することとなっております。

それでは、橋爪会長、就任のご挨拶と併せまして職務代理者のご指名もよろしく願いいたします。

○橋爪会長 ただ今ご推薦いただきました橋爪でございます。大阪市の都市計画審議会の会長に選任されまして、その責任の重さを改めて痛感をしてございます。

私は、平成24年から28年の間、都市計画審議会におきまして会長職務代理を務めておりました。平成24年度には都市計画審議会の専門部会の部会長も兼任いたしまして、御堂筋の活性化における検討調査を行い、御堂筋の将来像を見据え、これまで形成されてきたスカイラインを継承しながら、にぎわい創出による御堂筋の活性化を図る新しいまち並み誘導の基本的な考え方の取りまとめを行いました。翌年度には、これらを踏まえた御堂筋本町北地区及び南地区の地区計画が決定された経緯がございます。

この先、2年間の任期中には、大手前地区などの大規模な民間都市開発に関する案件が複数予定されていると伺っております。委員の皆様方のご協力を得ながら、本審議会の円滑な運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

では、座らせていただいて、進行させていただきたいと思っております。

では、先ほどご案内ございました大阪市都市計画審議会条例第4条第3項によりまして、会長に事故があるとき、事故はないようにいたしますが、あらかじめ会長の指名する学識経験者の委員の方に会長の職務の代理をお願いするということになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

岡井委員を職務代理者に指名させていただきたいと存じます。岡井委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第9条の規定により、宇都宮委員と高山委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど報告ございましたように本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のございました議第258号「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。

それでは、審議に入りたいと思っております。本議案につきまして、幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（山田） 幹事の山田でございます。

それでは、私のほうから議案について説明させていただきます。

議第258号「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ご説明させていただきます。

本案件は、平成25年3月に策定されました現在の方針が、令和2年に目標年次を迎えることから改定を行うものです。

去る3月25日の都市計画審議会において、素案の概要について中間報告させていただいた案件でございますが、その後、パブリックコメントの実施や関係機関との協議等が完了したため、本日ご審議をお願いするものでございます。

それでは、お手元にお配りしております議案書、それからA3横の概要資料について、前のスクリーンでご説明させていただきます。少しお時間いただく形になるかもしれませんが、ご了承いただければというふうに思います。

まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画法第6条の2に基づきまして、都市の発展の動向などを勘案し、広域的視点から都市計画の基本的な方向を示し、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしようとするものでございます。

また、地域地区や都市施設など個別の都市計画は、本方針に即して決定されます。

次に、本方針の目標年次は令和12年としています。ただし、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、その対応が必要となったときなどには、適時適切に見直しを行います。

本方針の改定に当たりましては、大阪府都市計画審議会にて平成28年に答申がなされました「大阪府における都市計画のあり方」を反映するとともに、この方針を踏まえまして平成29年に大阪府において策定されました本方針の上位計画となります「大阪府国土利用計画」、これは第5次になるんですけれども、これに適応させ、併せて関連諸計画とも整合性を図っているところでございます。

次に、大阪府の都市計画区域についてです。

前のスクリーンにお示ししておりますとおり、大阪都市計画区域と大阪市域は同一となっております。このほか、大阪府内には、北部大阪、東部大阪、南部大阪の3つの都市計画区域が定められております。これらの3区域に係る方針につきましては、大阪府において同時期に改定手続が進められており、この9月4日には大阪府都市計画審議会に付議されまして、原案のとおり可決されております。

本日ご説明しております本方針の目標や方向性につきましては、大阪府とも十分調整し、北部大阪、東部大阪、南部大阪の3区域と整合を図ったものとしてございます。

次に、本方針の構成でございますけれども、第1章は本方針の概要、第2章は都市づくりの目標、第3章は区域区分の決定に関する方針、第4章は主要な都市計画の決定に関する方針、第5章は都市づくりの推進に向けてとなっております。

次に、本方針の主な改定のポイントでございますけれども、これまでの考え方を継承するとともに、少子高齢化の進行や都市間競争の活発化、それから自然災害の頻発・激甚化などの社会経済情勢の変化並びにスマートシティの加速とか都市再生特別措置法の改正によりますウォークアブルなまちづくりの推進などの都市づくりに関連する国の動きを踏まえまして、第4章などにおきまして、うめきた2期区域、御堂筋周辺、森之宮周辺、さらには夢洲、新大阪駅周辺におけますまちづくりの具体化に合わせた内容の充実を図るとともに、防災・減災都市づくりなどについても、内容の充実を図ってございます。また、第5章におきまして、エリアマネジメントの推進によります民間活力の活用や、ICT等を活用した都市マネジメントの推進などの内容を新たに盛り込んでいるところでございます。

それでは、第1章から順にご説明させていただきたいと思っております。

第1章では、本方針の基本的事項、大阪の都市の概要について記載してございます。

まずは本区域の人口推移と将来推計についてです。平成27年に約269万人でございました人口は、現在まで増加傾向を続け、最新の本市推計によりますと、令和2年には約276万人になると推計されております。その後は減少に転じて、本方針の目標年次であります令和12年には約269万人になるものの、計画期間中はほぼ同程度の人口規模を維持する見込みとなっております。

次に、土地利用の状況についてです。本区域は、ほぼ全域が市街化してございまして、農地や森林がほとんど存在しておりません。また、約10年前と比較しますと、工業用地や農地が減少する一方で、住宅地や商業用地等については増加してございます。

次に、都市構造についてです。大阪府全体を見ましても、本区域には、大学、高度医療施設、大規模文化施設、広域公園等の多様な都市機能が集積してございまして、これらの機能が鉄道や幹線道路等によりネットワーク化されております。

また、本区域におきましては、鉄道駅から半径1キロメートル圏でございまして駅勢圏の人口割合は全体の9割を超えてございまして、周辺区域に比べましても特にコンパクト

トな都市を形成してございます。

以上のような本区域の特徴でございますとか近年の社会経済情勢の変化を踏まえまして、第2章では都市づくりの目標や方向性を定めてございます。

まず、都市づくりの目標ですけれども、国際競争に打ち勝つ強い都市の形成、安全・安心で生き生きと暮らせる都市の実現、多様な魅力と風格ある都市の創造という3つの目標を定めてございます。

また、これらの目標を実現するために、大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化、国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造、災害に強い都市の構築、産業や暮らしを支える都市環境の整備、環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成、地域資源を活かした質の高い都市づくりという6つの方向性を定めてございます。

あわせて、都市づくりを進める上での視点としまして、大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進、多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進を掲げてございます。

これらを踏まえまして、第3章から第5章におきまして、都市計画の方針等を定めてございます。

次に、第3章では、区域区分の決定に関する方針について記載してございます。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという目的を達成するため、都市計画区域を、優先的に市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域とに区分する制度でございます。

本区域は、ほぼ全域が市街化していることから、新淀川、大和川の河川敷堤外地などを除きまして市街化区域となっております。

区域区分の変更にあたりましては、人口や産業の将来見通し等を踏まえ、適切に運用することとしておりますが、先ほどご説明させていただいたとおり、計画期間中はほぼ同程度の人口規模を維持することなどから、本方針の変更に合わせました区域区分の変更はございません。

なお、今後、市街化区域の編入に当たりましては、公有水面埋立法に基づきます埋立免許によりまして、事業実施中及び事業が完了した区域について行うこととしてございます。

次に、第4章では、主要な都市計画の決定に関する方針について記載してございます。

まず、土地利用に関する方針でございますけれども、現在の土地利用状況を踏まえつ

つ、立地特性を生かした都市づくりを推進することとさせていただきます。

具体的には、概ねJR大阪環状線に囲まれた都心地域及び新大阪駅周辺地域では、まちのにぎわいに資する既存機能の更新・高度化を進めるとともに、快適でゆとりのある質の高い都市空間の形成を図ること、それから、咲洲、舞洲、夢洲及びその周辺の臨海部におきましては、国際エンターテインメント拠点やアジアとのビジネス交流・交易拠点の形成を図ること、それから、優れた居住環境や自然環境が維持されている地域では、快適な居住環境の形成を図り、幅広い都市居住ニーズへの対応を旨とすることなどの方針について定めてございます。

また、都市再生緊急整備地域につきましては、都市の活性化に資する商業・業務・文化機能等の多彩な都市機能の集積を図ることなどの方針を定めてございます。

次に、都市施設の整備に関する方針についてご説明させていただきます。

まず、交通施設に関する方針についてですけれども、国土軸や環状交通機能の強化、広域拠点施設や国土軸へのアクセスの強化など、交通ネットワークの充実・強化を図ることなどにより、利便性の高い交通を旨とすることとさせていただきます。具体的には、なにわ筋線の整備や鉄道駅を含む周辺のバリアフリー化、淀川左岸線2期や大阪門真線の整備、それから既存道路空間の車中心から人中心への転換などを推進する方針を定めてございます。

次に、河川整備の方針についてです。ここでは、人命を守ることを最優先とする基本理念の下、各施策を効率的・効果的に組み合わせるトータルマネジメントにより対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震によります津波対策等を推進することとしており、河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業や治水施設の整備、それから防潮堤・水門等の耐震対策等を推進することなどの方針を定めてございます。

次に、下水道整備の方針についてです。ここでは、老朽化施設の改築更新や耐震化を優先的に進めるとともに、浸水対策や水質保全等を推進することとさせていただきます。時間雨量60ミリ程度に対応する下水道幹線やポンプ施設の整備、それから雨水枡の増設等によりまして局所的な集中豪雨への都市型水害対策等を推進することなどの方針を定めてございます。

次に、公園整備の方針につきましては、大阪の活力と魅力を高め、市民の安全・安心な生活を支える公園整備を進めることとさせていただきます。民間活力の導入によります魅力の向上や防災機能の向上を図ることなどの方針を定めてございます。

次に、市街地開発事業に関する方針では、地域の特性や実情に合わせて、区画整理や再開発等の様々な手法を活用するとともに、住民の協力を得ながら官民一体となった取組を進め、市街地の計画的な更新を図ることなどの方針を定めてございます。

次に、その他の方針についてご説明いたします。

まず、都市再生に関する方針です。ここでは、関西の都市再生を牽引します国際競争力の高い中枢都市機能の集積を目ざすこととしてございます。具体的には、まずうめきた2期区域では、みどりとイノベーションが融合した世界をリードする拠点の形成を図ること、それから御堂筋周辺では、高質で風格あるまちなみの創出やエリアの活性化、それから側道歩行者空間化に向けた取組等を推進すること、また、森之宮周辺におきましては、公立大学法人大阪の森之宮キャンパスを先導役としまして、多世代多様な人が集い交流する国際色あるまちづくりを推進すること、また、夢洲では、関西・大阪の活力を牽引する国際観光拠点の形成を目ざすこと、さらに新大阪駅周辺におきましては、十三駅、淡路駅周辺を含めましてスーパーメガリージョンの西の拠点や広域交通のハブ拠点、さらには関西・アジアのゲートウェイの役割を担いますまちづくりの実現を目ざすことなどの方針を定めてございます。

次に、都市防災に関する方針についてです。ここでは、自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つ強靱な大阪を構築するための都市づくりを推進することとしてございます。具体的には、老朽木造住宅等の建替えや、狭隘道路の拡幅促進などによる密集市街地の整備、それから道路や橋梁等の土木構造物やライフライン等の耐震化の推進、さらには一時滞留スペースの確保によります帰宅困難者対策、自立分散型電源の導入やエネルギーの面的利用によります業務継続地区の構築を推進することなどの方針を定めてございます。

このほか、みどりに関する方針といたしまして、みどりの保全や創出に努め、魅力ある都市の形成に努めること、それから居住に関します方針として、地域との連携による魅力あるまちづくり、安全・安心に住み続けられる住まいづくりを推進すること、都市環境に関する方針といたしまして、SDGsの達成に貢献し、地球環境に貢献する環境先進都市の実現に向けた都市づくりを推進すること、さらには、都市景観に関する方針としまして、都市の風格や活力を高め、まちへの愛情や誇りを育む大阪らしい景観を目ざした景観形成を推進することなどの方針を定めてございます。

最後に、第5章におきましては、都市づくりの推進に向けまして、都市計画の方針と

併せまして取り組むべきことについて記載してございます。

産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する協働・連携の取組を推進すること、民間団体によります公共空間での自由度の高い活動や公共空間の高質な維持管理等をはじめとした継続的なエリアマネジメント活動の推進を支援し、官民協働して都市魅力の向上を図ること、さらには都市マネジメントにICTをはじめとする先端技術を導入し、都市全体の観点から最適化を図るスマートシティの取組を推進することなどの視点を入れながら、都市づくりを進めることとしてございます。

以上が、都市計画案に関する説明となります。

次に、本案件につきましては、令和2年7月31日から8月14日まで案の縦覧を行いましたところ、別冊としてお手元にお配りしております「意見書の要旨」にございますとおり、意見書が5通提出されておりますので、その要旨と本市の見解をご説明いたします。

まず、意見書の内容を大別いたしますと、まず要旨1として、新型コロナ危機との関係性に関するもの、要旨2としまして、いわゆる大阪都構想との関係性に関するもの、要旨3としまして、人口減少に対する考え方に関するもの、要旨4としまして、SDGsに関するもの、要旨5としまして、タワーマンションの乱立に関するもの、要旨6としまして、浸水対策に関するもの、最後に要旨7としまして、住民説明会の必要性に関するものの7点でございます。

まず最初に、要旨1の新型コロナ危機との関係性に関するものにつきましては、現在進行中のコロナ危機は、中長期的には経済社会のあり方だけでなく、人口動態や大都市にも大きな影響をもたらすものである。本方針においても、その視点や方向性について触れるべきではないか。今回の方針に、コロナの影響についてポイントだけでも書き加えてもらいたい。また、夢洲のまちづくりについても、まちづくりの方向性の変更が余儀なくされるのではないかという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますけれども、新型コロナ危機が都市計画に影響を及ぼす可能性があることは認識しておりますが、本方針では、新型コロナ危機を含めた社会経済情勢の変化を踏まえ、その対応が必要になったときなどには、必要に応じて適宜適切に見直しを行うこととしてございます。

次に、要旨2といたしまして、いわゆる大阪都構想との関係性に関するものにつきましては、関連する意見が2点ございました。

まず1点目は、大阪市では、大阪市を廃止して4つの特別区に分割する構想が推進されている。大阪市の廃止・分割構想は、本市が掲げる都市づくりの目標と矛盾しているのではないかと懸念されている。本方針の策定は、都構想の顛末がはっきりするまで凍結すべきである。大阪市域を最低4つ、できればそれ以上の数でエリアを区切った記載を求めるといった意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますけれども、都市計画区域は、市町村の行政区にとらわれることなく、土地利用の状況や地形等の自然条件、通勤通学等の日常生活の広がりなど、広域的な視点から定めるものでございます。

現在の都市計画区域は、この考え方に基きまして、大阪府下において、本区域及び北部大阪、東部大阪、南部大阪の4区域に設定されており、本区域については大阪市域と同一となっております。

本方針は、この都市計画区域を対象としまして都市計画の基本的な方向性を示すものですが、現方針が大阪府下の他3区域同様に、目標年次である令和2年を迎えましたことから、人口、産業の現状及び将来の見通し等を踏まえまして、改定を行うものです。

なお、改定に当たりましては、大阪府において改定手続が進められております他3区域とも十分整合を図ってございます。

次に、いわゆる大阪都構想との関係性に関するものの2点目についてです。いわゆる大阪都構想の住民投票が可決された場合、本案は大阪府に継承されるのか、特別区に継承されるのか、その担保はどこに規定されるのかという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、本市のように都市計画区域と市域が同一となる指定都市につきましては、都市計画法第87条の2第1項に基づき、指定都市が定めることとなっておりますが、これに該当しない場合は、同法第15条第1項の規定に基づきまして、都道府県が定めることとなっていることから、特別区が設置された場合には、大阪府に権限が移譲されることとなります。

次に、要旨3といたしまして、人口減少に対する考え方に関するものにつきましては、人口減少時代の土地利用、交通についての都市計画の方針についてという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、本区域では、計画期間中はほぼ同程度の人口規模を維持する見込みですが、このような状況も踏まえ、本方針では、都

市の成熟化に対応した大阪にふさわしい都市づくりを進める上での視点として、大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりや、多様な主体の連携・協働によります都市マネジメントを推進することを新たに位置づけてございます。

次に、要旨4といたしまして、SDGsに関するものにつきましては、SDGsについて、本方針の中でどのように反映されているのかという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、本方針では、都市インフラの充実や防災力の強化、環境対策など、様々な取組を通じてSDGsの達成に貢献する都市を旨とすることとしてございます。

次に、要旨5といたしまして、タワーマンションの乱立に関するものにつきましては、近年の都市部でのタワーマンションの乱立と都市計画のあり方についてという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、本方針では、土地利用に関する方針として、商業・業務地において、都心居住を促進するとともに、住宅地・住宅複合地においても快適な居住環境の形成を図り、幅広い都市居住ニーズへの対応を旨とすることとしてございます。

次に、要旨6といたしまして、浸水対策に関するものにつきましては、平成30年台風第21号を上回る過去最大規模の台風の浸水想定結果を踏まえ、埋立地における浸水対策に取り組みますとあるが、大阪市内では上町台地以西が水没予想であり、なぜ埋立地のみの対策なのか、また、市内庁舎の大半が水没であり、庁舎配置自体を含めた防災拠点づくりの都市計画が必要なのではないかという意見でございます。

これに対します本市の見解でございますが、本方針では、埋立地以外の地域におきましても、堤防・水門等の防潮施設の耐震化等によります津波・高潮対策や、下水道・河川の整備、雨水貯留・浸透施設の整備等によります洪水・浸水対策に取り組むこととしてございます。また、庁舎の浸水被害により自所属庁舎で災害対策本部機能を維持できない場合を想定しまして、現在、危機管理室が中心となって業務継続計画、いわゆるBCPを見直し、災害本部を設置できる代替施設の確保に向けた取組を進めているところでございます。

最後に、要旨7といたしまして、住民説明会の必要性に関するものにつきましては、本方針が策定された際には説明会を行ってほしいという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、本都市計画案の策定にあたりま

しては、5月1日から6月3日まで、素案の段階でパブリックコメントを実施し、有益な意見については必要な反映を行うとともに、7月31日から8月14日まで案の縦覧を行っており、これまで幅広く住民の意見を伺ってまいりました。今後、本方針が決定した際には、大阪市公報やホームページ等によって周知させていただきます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○橋爪会長 ただ今の議案に関しましてこれから審議に入るわけでございますが、都市計画案の縦覧の際に意見書を提出された1名の方から審議会宛てに意見陳述の申入書が出されてございます。つきましては、審議会運営規程第10条第3項に基づきまして、この方の意見陳述を5分以内で非公開で認めてまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋爪会長 では、ご異議ないということですので、意見陳述を認めてまいりたいと思います。陳述の希望者の方に事務局から伝えるようお願いいたします。

○幹事（荒木） それでは、これより陳述の手続を開始したいと思います。

陳述につきましては非公開となりますので、恐れ入りますけれども傍聴の方につきましては一旦退出をお願いいたします。

#### <意見陳述>

○幹事（荒木） それでは、引き続き審議を進めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

○橋爪会長 それでは、幹事より先ほど説明のございました議第258号「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」に関しまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

山中委員、お願いします。

○山中委員 失礼いたします。

今、意見陳述をされた方とかなり思いは同じなんですけれども、議題は都市計画の基本的方向性を示すものということでもありますけれども、全く今おっしゃられたとおり、新型コロナウイルスは今後も予断を許さない状況で、収束もなかなか、ちょっと下火に

なったかなと思っても、収束が見通せるようなことはないという、そういう現状です。社会や経済が本当にどうなっていくのか分からない段階で、この都市計画区域マスタープランを改定して10年間の方向性を定めるということについては、非常に疑問があります。適宜見直しを行うというふうにはしておられますけれども、私は見てきたところでは、行政は、一度決めたことは、状況が変わっても、もう決めたことだからということで突っ走ってしまうということが本当に多々あると思います。このプランは法定計画であって、今年が今の方針の目標年次だということは承知はしていますけれども、コロナ危機というものは全く経験したことの無い事態ですので、そういう硬直した杓子定規な取扱いをするのではなくて、コロナ危機の影響を見定めてから改定するというふうにするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○橋爪会長 では、ただ今のご質問に関しまして幹事に説明を求めます。お願いいたします。

○幹事（荒木） お答えいたします。

新型コロナ危機に関します都市計画への影響につきましては、先ほどの見解でも申し述べましたように、本市としましても今後の影響が出てくる可能性があるということは十分認識しているところでございます。一方で、もう既に委員からご指摘ありましたけれども、今回のいわゆる都市計画区域マスタープランにつきましては、都市計画法の中で今回策定が義務づけられております都市計画の一つとなっております、現在の方針が今年目標年次を迎えているというふうな状況になっておりまして、遅滞なく改定を行う必要があるというふうに考えております。

今回の改定後に、新型コロナ危機を含めて社会経済状況に大きく変化が生じて、これはいろんな関連諸計画と整合を図った計画となっておりますので、そういった計画の見直し状況とかも含めてという判断になりますけれども、よく内容を吟味しまして、必要に応じて適切なタイミングで、必要と判断された場合は見直しにつきまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山中委員 ということなのですが、本当に繰り返しますけれども、なかなか行政は見直さない、そしていろんな失敗をしてきたというのは大阪市の大きな傷跡だというふうに思っています。社会や経済やおっしゃいましたけれども、働き方とか暮らし方が大きく変わっていく可能性もあるときで、今立ち止まらないと、本当に将来に大きな禍根を

残しかねないという、そういうときだというふうに思っています。でも、行政は、私が見ているところでは、そういう認識さえあるのかなと思ってしまうほど、そういう方向性は今のところ示していません。ぜひ審議会の役割を今発揮するべきで、この採決についてはちょっと待つと。そして、本当にコロナ危機の行方を見守るといふ、そういう判断があるべきではないかなというふうに申し上げておきたいと思えます。

ありがとうございました。

○橋爪会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、議第258号「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」につきまして、表決で確認してまいりたいと思えます。

本件に関しましてご異議ございますでしょうか。

ご異議の方がおられましたので、採決とさせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○橋爪会長 ありがとうございます。挙手多数でございますので、本議題は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の審議は終了いたしました。

本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせてます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時57分

---

大阪市都市計画審議会委員 宇都宮 浄 人 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 高 山 美 佳 ⑩